

(案)

平成22年8月3日

松江市長 松浦正敬様

松江市ごみ処理手数料審議会  
会長 磯部美津子

松江市ごみ処理手数料の改定について（答申）

平成22年7月8日付けで諮問のあった標記のことについて、本審議会として慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

合併当初より据え置かれている松江市のごみ処理手数料については、今日の社会的・経済的な環境の変化や平成23年4月1日から稼動する「新ごみ処理施設」の運転経費及び建設費の償還等松江市の置かれている厳しい財政状況、住民相互の負担の公平性という観点等を考慮すれば、手数料の改定が必要であり、「ごみ処理手数料の改定案」ならびに「改定実施時期」は、諮問に示すとおり改定することが妥当であると判断し同意します。

なお、ごみ処理手数料の改定にあたっては、市民生活に及ぼす影響が小さくないことから、徹底した行財政改革の推進による行政経費の節減に努め、将来の市民負担の軽減に努められたい。

審議の概要は別紙のとおりであるが、審議の過程で意見を付した事項は十分尊重され、市民の理解が得られるよう周知に努められたい。

## 審議概要

本審議会は、平成 22 年 7 月 8 日以後 4 回にわたり審議会を開催し、市長から諮問のあったごみ処理手数料の改定ならびに実施時期について審議を行った。

審議に当たっては、市から「家庭ごみ分別方法」「ごみ処理手数料一覧」「世帯及び一人当たりの年間家計負担額比較」「ごみ処理全体の経費に占める可燃処理手数料の割合と一人当たり、世帯あたりの処理経費の比較表」「ごみ量の推移」「家庭ごみ組成分析」「鳥取・島根の負担軽減措置の状況」等が示され、これに基づき、それらの類型ごとに検討を行い、委員の意見を集約し、次のとおり改定の方角で取りまとめた。

環境問題は、世界的な課題となっており、地方自治体においても、今後新エネルギーをはじめとする多くの環境政策に取り組んでいく必要があり、自治体の環境にかかる経費の増大が見込まれるが、本審議会の考え方は次のとおりである。

### 1. ごみの手数料について

- ・ごみ袋の規格については、ごみの排出量に応じて、「燃やせるごみ」は、新たに 10ℓの袋を設定し、「紙製容器包装ごみ、プラスチック製容器包装ごみ、金属ごみ」にも、20ℓを設定されるなど、高齢者や単身者への配慮がみられる。
- ・合併時のごみ袋料金は、「燃やせるごみ袋（大）」で最高 138 円から最低 21 円まで幅広く旧町村を平均すると 82 円となるが、合併協議会の協議の中で、最大排出者数を有する旧松江市料金に設定された経緯がある。
- ・不法投棄の問題からも近隣自治体間の均衡を図ることが重要であり、今回の改定額は、周辺自治体のごみ処理手数料と比較しても適正な設定であると判断するものである。
- ・「紙製容器包装ごみ及びプラスチック製容器包装ごみ」の料金は、据え置く設定であるので、市民が、それらの袋を活用して適正なごみの排出に対処できるよう、今後一層の啓発に努めるよう付記する。

### 2. ごみの分別について

- ・現在排出されているごみの組成分析結果では、資源化できるごみが「燃やせるごみ」の中に 21%、「燃やせないごみ」の中に 47%混入されている状況であることより、排出指導に当たっては、広く市民の協力が得られる方策を検討し、資源化に努める必要がある。
- ・市民の理解が得られるように分別方法の指導を十分行うことを付記する。

### 3. ごみ処理手数料の負担軽減について

- ・近隣自治体の少子化・高齢化対策、低所得者対策の状況から検討したが結論には到らず、今後関係部局において検討され、適正に運用されるよう付記する。